

## ※※ご注意ください※※ ー 応募予定の方へのお知らせ

### 追加のお知らせ

1. 「国際緊急共同研究・調査支援プログラム (J-RAPID)」の提案募集は 7 月 19 日 (火) 12:00 で終了します。応募を予定されている方は、この期限までに府省共通研究開発管理システム (e-Rad) から申請手続きを完了するようお願いします。

2. フランスの研究資金配分機関 ANR (Agence Nationale de la Recherche) では J-RAPID に呼応する形で、ANR が保有する緊急研究支援プログラム (FLASH) の一環として” FLASH CALL GREAT TOHOKU EARTHQUAKE” の公募を 6 月 17 日 (金) に開始しました。公募期限は現地時間 7 月 18 日 (月) 13:00 となっています。詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.agence-nationale-recherche.fr/en/research-programmes/aap-en/flash-japan-great-tohoku-earthquake-2011/nc/>

震災関連の緊急の共同研究・調査をフランス側研究者と共同で行うことを希望される方は、フランス側研究者と協議いただき、フランス側研究者は ANR に、日本側研究者は JST へ、それぞれのプログラムの応募要領に従い申請するようお願いします。日本側研究者は上記 1. の通り、7 月 19 日 (月) 12:00 までに府省共通研究開発管理システム (e-Rad) から申請手続きを完了するようお願いいたします。尚、フランスとの共同研究調査については、ANR との協議に基づき、支援金額及び期間を特例として下記のように拡大します。

(1) 支援期間：採択より平成 25 年 3 月 31 日まで

(2) 支援金額：研究期間全体で直接経費 500 万円を上限の目安とする。別途直接経費の 10% 以下の間接経費を計上することができます。

## 震災関連研究を対象とした「国際緊急共同研究・調査支援プログラム (J-RAPID)」 提案募集のご案内 (募集要項)

### I 概要

科学技術振興機構 (JST) では米国の国立科学財団 (NSF) 等と協力して、東日本大震災に関連した緊急を要する研究・調査を支援する「国際緊急共同研究支援プログラム」を実施します。

これは NSF が、米国の研究者を対象に、今年 2 月 11 日に発生したニュージーランド地震と 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその結果として発生した津波ならびに原子力事故など(東日本大震災)、緊急を要する教育・研究プログラム(RAPID プログラム)の公募を 2011 年 3 月 29 日付の Dear Colleague Letter で開始したことに対応するものです。

<http://www.nsf.gov/pubs/2011/nsf11045/nsf11045.jsp>

JST では、RAPID プログラムで採択された米国研究者の研究・調査に参加、協力する日本側研究者の支援を行います。また NSF 以外にも緊急研究・調査を行う米国の他の研究資金配分機関や米国以外の研究資金配分機関と連携して支援することも可能です。

## 1. 目的

東北地方太平洋沖地震及びその結果として発生した津波災害ならびに原子力事故に関連した緊急の研究・調査で、その遂行に緊急性があるものを支援することを目的とします。具体的な研究調査分野としては、

- ・ 地震・津波防災
- ・ 原子力安全・放射線安全

などが含まれます。

## 2. 応募資格

日本側研究者の応募資格は、日本国内の大学、研究機関、企業等に所属する研究者であることが必要となります。また、下記三項の何れかに該当する米国あるいは他の海外研究者と、共同研究あるいは共同調査に関し、基本的な合意ができていることが必要です。

- (1) 本研究・調査について NSF の RAPID プログラムに申請している。
  - (2) NSF で既に助成金を受けており、東日本大震災に関する海外調査あるいは研究を計画している。
  - (3) NSF 以外の米国の研究資金配分機関、米国以外の研究資金配分機関から、上記(1)あるいは(2)に相当する研究資金を得ているか、申請をしている。
- (注意:本項に該当する研究者については、本募集要項中の米国及び NSF は該当する国、研究資金配分機関に読み替えるものとします)。

上記(1)、(2)につき、ご質問のある方は、NSF/OISE プログラム・マネージャーの Dr. R. Clive Woods(E-mail: [rwoods@nsf.gov](mailto:rwoods@nsf.gov))にお問い合わせください。上記(3)に関しては JST にお問い合わせください。

問い合わせ先: 独立行政法人 科学技術振興機構(JST) 国際科学技術部

大井 満彦／中島 英夫

電話： 03-5214-7375 FAX： 03-5214-7379

E-mail : rapid@jst.go.jp

**注意：**

**1. 米国側研究者がNSFから助成金を受けていない場合、またはNSFのRAPIDプログラムより提案が採択されない場合は、日本側研究者からの応募は選考の対象になりませんので、ご注意ください。**

**2. 共同研究・調査に必要な許可や諸手続きについては、研究者の責任において取得できることが採択の前提になります。**

なお、NSF 全般に関するお問い合わせは、NSF 東京事務所（電話:03-3224-5504, E-mail: nsftokyo@nsf.gov)にお願いします。

**3. 採択予定件数**

提案の内容及び予算の状況を総合的に判断して決定します。

**II 支援の内容**

**1. 予算規模**

1 課題当たりの予算は直接経費で 300 万円を目安としますが、研究・調査内容に応じてこれを上回る額を申請することも可能です。支援額は研究・調査内容、本事業全体の予算状況、採択課題件数などを考慮して決定します。

**2. 期間**

研究・調査開始から半年～1 年程度とします。なお、効果的な研究・調査に資するため、本事業の支援期間は、米国側研究者が NSF より支援を受けている期間により、調整させていただく場合があります。

**3. 契約**

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関等(以下「大学等」という。)と委託研究契約を締結することを原則としています。契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相談ください。また、具体的な研究・調査協力を実施する際に共同研究契約等が必要な場合は、日米の大学等の間で取り決めをしていただきます。効果的な共同研究・調査が実施されるために、両国の研究者間で少なくとも研究・調査成果の発表、知的財産の取り扱いについて事前に協議しておくことを強く推

奨いたします。この協議による合意事項があれば、申請用紙に記入してください。

本事業により生じた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、委託研究契約に基づき産業技術力強化法第19条(日本版バイドール法)、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることができます。

#### 4. 支出費目

本事業においては、日本側研究者に係わる費用は JST が支援し、米国側研究者に係わる費用は NSF が支援します。

##### (1) 直接経費

###### ① 物品費

###### ア. 設備備品費

イ. 消耗品費: 原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

###### ② 人件費・謝金

共同研究・調査に参加する日本側研究者の給料、人材派遣等の人件費や謝金等に関わる経費です。

###### ③ 旅費

旅費等は、原則として研究代表者の所属する大学等の規定を適用してください。

###### ア. 日本側研究者に係わる費用

###### 1) 国内旅費

###### ○ 共同研究・調査のための国内旅費

(例えば、現地調査に必要な旅費、研究調査結果を学会などで報告、発表するための旅費)

###### 2) 外国旅費

###### ○ 共同研究・調査のための海外旅費

(例えば、現地調査に必要な旅費、研究調査結果を学会などで報告、発表するための旅費)

###### イ. 米国側研究者に係わる費用

基本的には、米国側研究者は NSF にて支援することになります。従って、本費用の申請はできません。

###### ④ その他

###### ア. シンポジウム・セミナー開催費

シンポジウムやセミナー開催に係る以下の経費を対象としています。会場借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費(アルコール類等は支出対象外)、雑役務費等

###### イ. その他

解析費、ソフトウェア作成費、設備の賃貸料(リース又はレンタル料等)、機材運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

## (2)間接経費

本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、原則として研究・支援費(直接経費)の10%以下の間接経費を別途計上することができます。但し大学等において間接経費等の算定方式を規則等で定めている場合は、JSTと協議した上でその算定方式を適用する場合があります。なお、間接経費は直接経費の外数として計上してください。

## (3)支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

- ・ 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
- ・ 共同研究・調査の期間中に起こった事故等に関連する賠償費用
- ・ その他当該共同研究・調査の実施に関連のない費用

## Ⅲ 申請書類の作成・提出

下記の様式に従い、提出してください。様式には、以下のような内容を簡潔に記載してください。

- ・ 提案の研究・調査を緊急に実施する必要性、重要性
- ・ どのように共同研究・調査を遂行するのか。日本側研究者、米国側研究者それぞれの役割分担
- ・ 期待される科学的な成果と産業界や社会への関連性
- ・ 現在の研究・調査活動や日本と米国の研究チームの特筆すべき点
- ・ 研究能力、技術力、研究資源の相互補完の方法も含めて、共同研究・調査により期待できる付加的な価値、社会へのインパクト

### 1. 申請書類の様式

下記様式を用意しています。

- Form-1 申請概要(研究課題名、研究代表者、研究期間)
- Form-2 申請の要旨
- Form-3 研究代表者情報(経歴(※))
- Form-4 日本及び米国の共同研究者一覧
- Form-5 共同研究・調査の概要-3ページ以内-米国側研究者の準備状況についても言及してください(例えば、RAPIDへの申請している場合は申請内容、既に助成を受けている研究プロジェクトの一環として共同研

究・調査を実施する場合は研究プロジェクト名と概要、など)。米国側研究者が NSF に追加支援を申請している場合は、可能であれば申請書写しを添付ください。

Form-6 経費計画

(※)経歴には、教育、研究、所属学会等の基本情報を含めてください。

## 2. 申請書類の作成

上記1項の申請書類に必要な事項を記入してください。

## 3. 申請書類の提出

日本側研究者は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて、申請してください。

府省共通研究開発管理システム(<http://www.e-rad.go.jp/index.html>)

## IV 提案内容の採択

### 1. 採択手順

外部の複数の専門家等の協力により提案の審査を行い、NSF と確認調整後、JST は採択課題を選定いたします。

### 2. 審査に当たっての主な基準

審査は、主に下記の項目について行います。

- ・ 制度の趣旨及び対象分野への適合性  
提案内容は制度の趣旨及び対象分野に合致した緊急性を有するものであり、且つ当該研究・調査を実施するための体制・条件等が整っていること
- ・ 研究代表者の適格性  
研究代表者は当該研究・調査を推進する上で十分な洞察力又は経験を有しており、当該事業での支援期間中に継続して共同研究・調査を円滑に推進できること
- ・ 計画の妥当性  
計画は適切な共同研究・調査実施体制、実施規模であること
- ・ 共同研究・調査の有効性  
日本および米国双方の研究者にとって、共同で研究・調査を実施することが内容、緊急性の観点から必要且つ有効であること

### 3. 結果の通知

選定の結果については、申請受理後 1 ヶ月を目途に、採否にかかわらず、ご本人に通知することを予定しています。

## **V 採択後の研究代表者等の責務等**

提案内容の採択の決定を受けた研究代表者及び所属する大学等は、国際共同研究・調査の実施及び提供される研究・調査費の執行に当たり、以下の点を守っていただきます。

### **1. 論文・对外発表**

共同研究・調査の結果は必ず専門誌、学会やウェブサイトなどを通じて对外発表してください。

### **2. 終了報告**

研究代表者は研究・調査期間が終了した時に期間内に実施した共同研究・調査の終了報告を、速やかに JST に提出していただきます。この終了報告の書式は追って連絡します。なお、終了報告書には発表内容の別刷り等を添付してください。

### **3. 経理報告**

研究代表者の所属する大学等は研究費の経理報告を JST に提出していただきます。



**【お問い合わせ先】**

独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部

〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3

大井 満彦／中島 英夫

電話： 03-5214-7375、 FAX: 03-5214-7379

E-mail: [rapid@jst.go.jp](mailto:rapid@jst.go.jp)

## 応募者への追加的注意事項

### 1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。

このため、下記ホームページの様式及び提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。)

#### 【URL】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/08122501.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm)

ただし、平成22年4月以降、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、当該研究機関の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)における研究機関番号、及び提出日を申請書に記載してください。

また、平成24年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成23年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご注意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

#### (1) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

#### (2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベース<sup>\*</sup>への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

- \* 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(3) 不合理な重複・過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

## 2. 研究費の不正な使用等に関する措置

- (1) 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者等を含む)は、一定期間、本事業への応募および新たな参加が制限されます。
- (2) 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度\*、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者についても、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。(遡及して適用することがあります)。
- (3) 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者およびそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度\*において申請および参加が制限される場合があります。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者に対しては、不正の程度により、申請および参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降 2 年から 5 年間とします。ただし、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

- ・ 単純な事務処理の誤りである場合、申請および参加を制限しない。
- ・ 本事業による業務以外の用途への使用がない場合、2年間
- ・ 本事業による業務以外の用途への使用がある場合、2～5年間とし、程度に応じて個別に判断される。

- ・ 提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合、5年間。

### 3. 日本側研究者への注意事項

#### (1) 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

(抜粋)

「近年、我が国の重要な先端技術情報が海外へ不用意に流出し我が国の産業競争力等に影響を及ぼしているとの指摘や報道等が数多く見受けられます。他方、安全保障貿易管理の観点からも、不注意な技術の漏えいにより、大量破壊兵器等の開発、製造又は使用に係る技術が懸念国やテロリストに渡れば、我が国や国際社会の平和及び安全の維持に多大な影響を及ぼしかねないため、安全保障上の機微な技術を保有する者には、慎重な対応が求められます。」(同URLに掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス(平成20年1月)」より抜粋)

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令にも従ってください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

“Convention on Biological Diversity”ホームページ

<http://www.cbd.int/>

#### (2) 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- 1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 2) 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- 3) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第87号)
- 4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 5) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 6) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- 7) 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 8) 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 9) 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号 平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行)
- 10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記のURLをご参照ください。

【参考】「文部科学省」ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/main.html](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.html)

### (3) 各種サンプルや試料の取り扱い

研究計画上、相手国におけるサンプルや試料を必要とする研究又は調査を含む場合は、生物資源等の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

### (4) 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

### (5) 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

(6) 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切の責任を負いません。

(7) 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

#### 4. e-Rad システムの操作方法に関する問い合わせ先

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

##### (1) 問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、JST 国際科学技術部にて受付けます。e-Rad システムの操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受付けます。e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

##### (問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 国際科学技術部 大井／中島	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)> rapid@jst.go.jp 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間: 10:00~12:00/13:00~18:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日を除く
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877 受付時間: 9:30~17:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日を除く

##### (2) システムの使用に当たっての留意事項

###### ア. システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

###### イ. システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00から翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00から翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトで予めお知らせ

せします。

#### ウ. 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関は応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

#### エ. 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

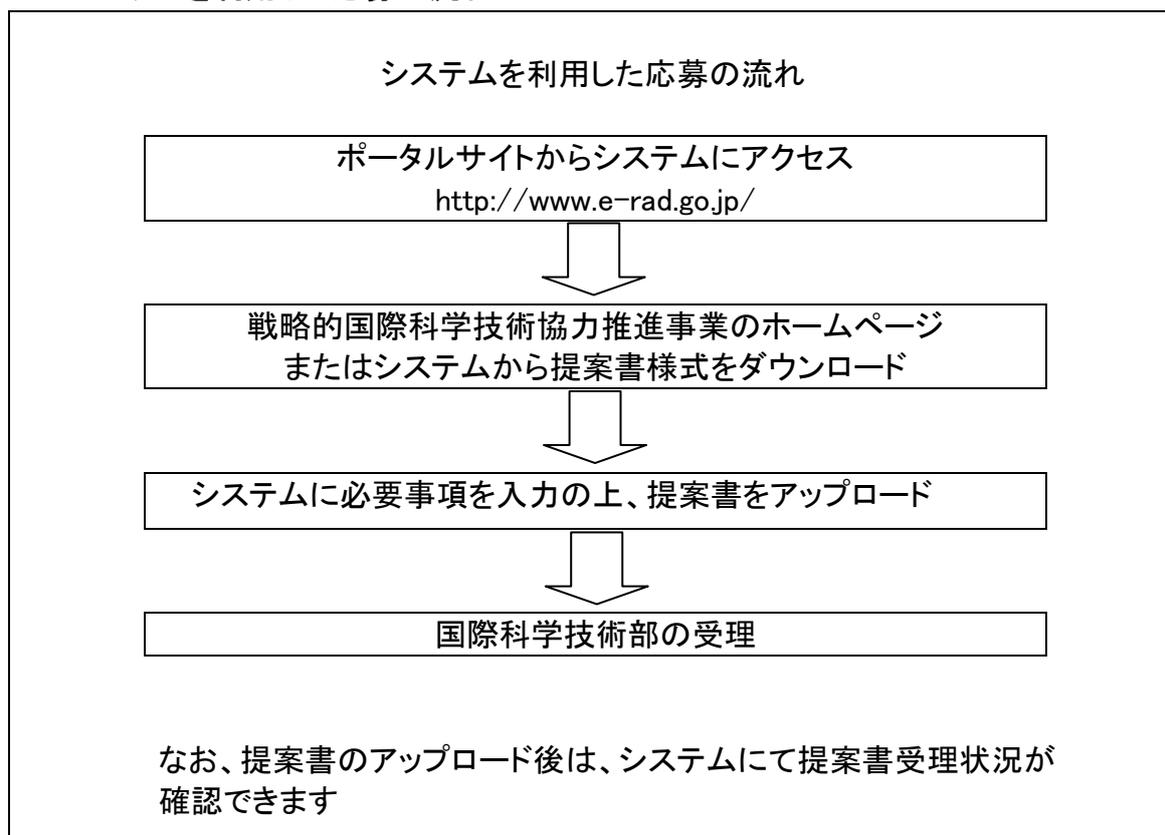
所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されている研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

#### オ. 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

## 5. システムを利用した応募の流れ



## 6. 提案書類の注意事項

ポータルサイト	http://www.e-rad.go.jp/
提出締切	2011年7月19日(火)12:00
注意事項	
・システムの 利用方法	・ システムを利用の上、提出してください。 システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。
・応募書類様 式のダウン ロード	・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
・ファイル種 別	・ 提案書類(アップロードファイル)はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、操作マニュアルを参照してください。
・画像ファイ	・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、

<p>ル形式</p>	<p>「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアルの操作方法を参照してください。</p>												
<p>・ファイル容量</p>	<p>・ アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。</p>												
<p>・提案書アップロード</p>	<table border="1" data-bbox="491 517 959 857"> <thead> <tr> <th>ファイル</th> <th>最大サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td> <td>3Mbyte</td> </tr> <tr> <td>交付・委託契約手続き</td> <td>1Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果概要</td> <td>3Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果報告書</td> <td>5Mbyte</td> </tr> <tr> <td>実績・完了報告書</td> <td>1Mbyte</td> </tr> </tbody> </table>	ファイル	最大サイズ	公募	3Mbyte	交付・委託契約手続き	1Mbyte	成果概要	3Mbyte	成果報告書	5Mbyte	実績・完了報告書	1Mbyte
ファイル	最大サイズ												
公募	3Mbyte												
交付・委託契約手続き	1Mbyte												
成果概要	3Mbyte												
成果報告書	5Mbyte												
実績・完了報告書	1Mbyte												
<p>・提案書アップロード後の修正</p>	<p>・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアルを参照してください。</p>												
<p>・受付状況の確認</p>	<p>&lt;所属研究機関を経由する場合&gt;  研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。  所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。</p> <p>&lt;所属研究機関を経由しない場合&gt;  研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。  配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、国際科学技術部へ修正したい旨を連絡してください。</p> <p>・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、ヘルプデスクまで連絡してください。</p> <p>・ 提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。</p>												

JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成22年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第3期科学技術基本計画

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>)において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては25%」と具体的数値目標が示されています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう。

研究者に占める女性の割合は、13.0%（平成19年度末現在。平成20年度科学技術研究調査報告（総務省）より）。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジして欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監

小館 香椎子

（日本女子大学教授）